

土肥温泉の使用について

土肥地区には、土肥温泉・小土肥温泉・八木沢温泉の3つの温泉があり、一般家庭や温泉旅館などに供給を行っています。安定した供給を行うため、使用方法についてご協力ください。

また、温泉受給権の売買や名義変更を行う場合は、市役所へ申請が必要となります。速やかにお手続きください。

料金について

●温泉加入金

公売により温泉受給権を取得したときに、施設や配湯管の維持管理のため加入金が必要となります。加入金は温泉ごとに異なります。

温泉別	単位	加入金	最低保有量
土肥	1.8ℓにつき	1,100,000円	3.6ℓ/分
小土肥	10ℓにつき	1,221,000円	10ℓ/分
八木沢	1.8ℓにつき	77,000円	3.6ℓ/分

●供給方法と料金

供給方法には、「定量制」と「計量制（土肥温泉のみ）」の2種類があります。料金は供給方法と温泉ごとに異なります。

温泉受給権を保有している間は、温泉の使用がない場合でも料金がかかります。

定 量 制				
温泉別	単位	料金	最低保有量	月額料金
土肥	1.8ℓにつき	3,960円	3.6ℓ/分	7,920円～
小土肥	10ℓにつき	18,700円	10ℓ/分	18,700円～
八木沢	1.8ℓにつき	1,100円	3.6ℓ/分	2,200円～

計 量 制				
温泉別	基本給湯量 (1カ月)	料金	最低保有量	月額料金
土肥	給湯契約量の使 用料54%の量	定量制の70% (5,544円)	3.6ℓ/分	6,644円～

計量器貸与料金（計量制のみ）				
13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
1,100円	1,430円	1,540円	1,980円	2,640円

- 温泉料金の納付期限は毎月 25 日（休日の場合はその翌日）です。納付書または口座振替にて納付してください。伊豆市指定金融機関は以下のとおりです。

・スルガ銀行 ・静岡銀行 ・静岡中央銀行 ・三島信用金庫
 ・静岡県労働金庫 ・富士伊豆農協 ・静岡信漁業連 ・ゆうちょ銀行

- 土肥温泉の定量制受給者は、希望により計量制に変更することができます。ただし、計量制から定量制に変更することはできません。
- 新たに土肥温泉を受給する場合の供給方法は、計量制のみです。

●手数料

完成検査や証明書の発行に手数料が発生します。

供給工事設計審査（材料検査を含む） 及び完成検査手数料	1 件につき	4,000 円
温泉受給権保有証明、納付証明等	1 枚につき	300 円
温泉分析書交付手数料	//	1,000 円
温泉成分揭示書発行手数料	//	1,000 円

温泉供給工事について

温泉を引く場合、市で管理する本管から引き込む部分の配湯管工事費用は受給者の負担になります。「伊豆市指定給水装置工事店」へ依頼してください。工事費用は供給状況によって異なりますので、詳しくは工事店へお問い合わせください。また、工事を行う前に市役所に申請が必要です。



断湯を伴う一斉点検について

施設の維持管理のため、土肥温泉は月 1 回、小土肥・八木沢温泉では年 4 回、配湯管の清掃を目的として一斉点検（断湯）を実施します。ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。なお、清掃を行うことにより配湯管に溜まった湯のはなが流され「制限器のつまり」が発生する場合があります。その際は、受給者負担で清掃・修繕をお願いします。

土肥	毎月第 2 火曜日（8 月は最終火曜日）の 9：00～12：30 （12 月は貯湯槽の清掃のため 8：00～16：00）
小土肥	6・9・12・3 月の第 1 火曜日の 9：00～15：00
八木沢	6・9・12 月の第 3 火曜日及び 3 月の第 4 火曜日の 9：00～12：30（9 月は貯湯槽の清掃のため 9：00～15：00）

温泉受給権について

温泉を自宅や温泉施設に引く場合、「温泉受給権」を取得する必要があります。保有している温泉受給権の名義を相続により変更したり、譲渡・売買をする場合は、市役所に申請が必要です。申請後、「伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会」にはかり、許可書を発行しますので手続きが完了するまで1カ月程度かかります。状況によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

●温泉給湯の条件

「温泉給湯区域内に居住する人」または「家屋所有者」

(温泉を使用する場所が申請者の所有ではない場合、所有者の同意が必要です)

●新規

市から公売により購入する場合

(受給権に余剰がある場合のみ公売を行います。土肥温泉は現在行っていません)

- 温泉受給権譲渡許可申請書
- 新受給権者の印鑑証明書及び住民票（法人の場合は登記事項証明書）
- 新受給権者の当該浴槽が属する家屋に係る固定資産所有証明書（写し）または登記申請書（写し）
- 念書

※その他状況により必要とする書類

●名義変更

相続により受給権者を変更する場合

- 温泉受給権名義変更許可申請書
- 新旧受給権者の印鑑証明書及び住民票（死亡相続の場合は新受給権者のみ）
- 新受給権者の当該浴槽が属する家屋に係る固定資産所有証明書（写し）または登記申請書（写し）
- 相続証明書
- 相続証明書に記名・押印した全員の印鑑証明書及び住民票
- 相続関係図
- 死亡者との関係が明確に記された戸籍・除籍謄本（相続関係図に記載された全員分）
- 念書

●譲渡・売買

受給権を他の方へ譲渡・売買する場合

- 温泉受給権譲渡許可申請書
- 新旧受給権者の印鑑証明書及び住民票（法人の場合は登記事項証明書）
- 新受給権者の当該浴槽が属する家屋に係る固定資産所有証明書（写し）または登記申請書（写し）
- 温泉受給権譲渡契約書の写しまたは売買の事実を証明する書類及び覚書書

●貸借

温泉受給権を貸借する場合

- 温泉受給権貸借承認申請書
- 貸与人・借用人双方の印鑑証明書及び住民票（法人の場合は登記事項証明書）
- 借用人の当該浴槽が属する家屋に係る固定資産所有証明書（写し）または登記申請書（写し）
- 温泉受給権賃貸借契約書の写し

※貸借期間は3年以上です。

●返納

温泉受給権を市へ返納する場合

- 温泉受給権返納届

※返納届の提出により保有する温泉受給権が無くなる場合は、自宅等に引き込んでい
る管の撤去をお願いいたします。

※温泉受給権を返納される際は無償となります。

※許可を受けてから3年間は、名義変更や譲渡等ができません（転売等を防ぐため）。ただし、
相続その他法的事由による場合は、変更可能です。